

仕様書

1 件 名 電子調達システム等構築業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和10年1月31日(月)まで

3 履行場所 指定場所

4 目 的

本市では、入札契約業務の効率化、透明性及び競争性の向上を図るため、電子調達システム及び電子入札システムを平成22年度に導入し、契約事務の効率化や事業者の利便性向上を図るため、入札参加資格申請から契約締結までの契約事務の全般の事務について一貫したデジタル化の実現を目指し、令和5年度に電子調達システムと連携した電子契約システムを導入している。

電子調達システム及び電子入札システム(別途発注予定)については、OS等のサポート期限切れのため令和9年12月までしか使用できないことから再構築するものとし、電子契約システムについても併せて再構築するもの。

なお、現行の電子調達システム、電子入札システム及び電子契約システムは、保守・管理の効率化のためクラウド環境で運用しているが、今回の再構築においては、システムを所有ではなく利用へとソフトし、クラウドサービスとして利用する。

5 業務内容

本市が行う入札・契約業務に必要な機能を満たす電子調達システム及び電子契約システム(以下「電子調達システム等」という。)をクラウドサービスとして利用できる環境を構築すること。

(1) 構築業務

- ア 実施計画作成、要件定義、設計書の作成など
- イ 業務運用に向けた環境の準備、テスト、設定、修正
- ウ データ移行
- エ 本市職員及び事業者に対する操作・運用研修
- オ 構築に係る打ち合わせ協議の実施並びにその議事録の作成及び提出
(作成した議事録は本市の承認を受けるものとする。)
- カ その他構築に必要な作業

6 稼働時期

電子調達システム等 令和10年1月4日(火)
(電子入札システムと同じ)

7 システムの機能要件

主な機能要件は次のとおり(詳細は別紙「機能一覧表」参照)

(1) 電子調達システム

ア 入札情報サービス

発注見通し、入札公告、入札結果、契約内容、事業者名簿を、インターネットを介して一般に公開する機能

イ 入札参加資格申請

業者が入札参加資格の新規・更新・変更等の申請を、インターネットを介して行うことができる機能

ウ 業者管理

入札参加資格の各種申請データを取り込み、認定・登録・管理できる機能

エ 契約管理

建設工事、建設コンサル及び物品調達等の発注から契約に至る一連の案件情報を登録・管理できる機能

オ 成績評定

建設工事及び建設コンサルの成績評定を、登録・管理できる機能

(2) 電子契約システム

本市及び受注者が電子署名により契約(電子署名及び認証業務に関する法律の要件を満たす電子契約)を締結できるシステム

(3) システム間連携

ア 電子入札システム

別途発注している「電子入札システム構築業務委託」で構築した電子入札システムから出力される連携データを電子調達システムへ取り込めること。

また、電子入札システムに必要な連携データについて、電子調達システムが取り込める形で出力できること。

なお、連携データについては、原則として、電子入札システム側が電子調達システムの仕様に合わせてこととし、詳細については、電子調達システムの構築事業者と調整のうえ決定する。(別紙「連携イメージ図」参照)

【参考:電子入札システム構築業務委託で構築するシステムと機能】

システム名	主な機能・内容
電子入札システム	建設工事、建設コンサル及び物品調達等の入札事務手続きにおける入札公告から開札、落札決定に至る一連の事務処理についてインターネットを介して行うとともに、入札執行に関わるデータを管理する。 なお、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する「電子入札コアシステム」(Version.V6R4 以上)を利用したシステムとする。

イ 独自ツール

入札・契約の業務を補助するため、本市が作成したAccessを使用しており、現行の電子調達システムへ ODBC 接続し、クエリやレポートを作成している。

電子調達システムから当該Access で処理するために必要なデータ(案件情報、業者情報、入札情報、契約情報、成績評価情報など)を提供(抽出)できること。

8 システム要件等

(1) システム要件

- ア データ保全のため、バックアップ機能も備えること。
- イ 業務の継続性確保のため、高い可用性が担保されていること。
- ウ システムの稼働を常時監視し、異常を検知したら通知されること。

(2) データセンター要件

- ア 日本データセンター協会制定のデータセンターファシリティスタンダードの基準項目ティア2相当以上とすること。
- イ データセンターは日本国内に限定していること。

(3) 通信回線

電子調達システム等に接続する通信回線については、次のとおりとする。

区分	通信回線の種類
本市	LGWAN 接続又は閉域網 VPN(Virtual Private Network)接続※と同等以上
システム利用事業者	インターネット接続(SSL/TLS による暗号化通信)
システム保守事業者	閉域網 VPN 接続と同等以上

※市庁舎からの通信回線を閉域網 VPN とする場合は、市庁舎とデータセンター間の回線を整備(VPN 装置等のネットワーク機器含む。)し、本市のファイアウォールへ接続すること。

なお、通信回線の使用料については、電子調達システム等の利用料に含めることとする。

- ### (4) 事業者に公開するためのインターネットのアドレス(URL)については、本市が指定したドメイン(既存の LG ドメインを想定)のサブドメインを利用できること。また、ZONE ファイルの管理も適正に行われるものであること。

(5) 応答時間

検索及び更新処理等の主要操作の応答時間については、3 秒以内を確保すること。

(6) 動作環境(クライアントパソコン)

以下のクライアントパソコンで動作すること

システム利用端末(最低スペック)

OS:Windows11 Home/Pro(64bit 版)

ブラウザ:Microsoft Edge

※OS のバージョンアップ等、動作環境が変更する場合は、概ね 1 年前を目途に、事前に本市に連絡し、対応を協議すること。

(7) 利用者等権限(ユーザ)数

- ア 管理者権限 … 少なくとも1人を設定できること
- イ 利用者権限 … 「ウ」の利用に対して必要な人数を設定できること
- ウ 想定ユーザ数・案件数

- (ア) 入札参加資格申請
 - ・同時利用者数(本市側)8(契約検査課総務係)
 - ・登録業者数(R7.5.1時点)
 - 建設工事 1,216 者
 - 建設コンサル 453 者
 - 物品製造等 2,389 者
- (イ) 業者管理・契約管理
 - ・同時利用者数 200 程度
 - ・令和 6 年度公告実績
 - 建設工事 409 件
 - 建設コンサル 95 件
 - 物品調達・業務委託(制限付一般競争入札) 694 件
 - 物品調達・業務委託(オープンカウンタ) 657 件
- (ウ) 成績評定
 - ・評定対象 建設工事及び建設コンサル
 - ・同時利用者数 50 程度
- (エ) 電子契約
 - ・発注者側システムの利用者数
 - 契約検査課 16 人
 - 利用所属数 190 程度
 - ・電子契約件数(変更契約含む) 1,000 件程度

9 セキュリティ要件

- (1) いつ、どのユーザがどの情報をどう処理したのか、操作ログとして記録でき、検索及びデータ出力(CSV ファイル等)ができること。

10 移行要件

システム移行に際し、新システムへの切り替え、データ移行(初期セットアップ)を行うこと。

(1) データ移行

現行システムから新システムに主に以下のデータ等を移行するものとする。

なお、データ移行作業については、現行システムデータを本契約で環境を構築する新システムにあわせて修正を行うこととし、現行システム構築業者又は本市が出力したデータを、本契約の受注者において、新システムに取り込み可能な状態に修正し取り込み、新システムで正しく表示されるようにすること。

ア 建設工事、建設コンサル及び物品調達業者データ(入札参加有資格業者)

イ 令和4年度以降の建設工事、建設コンサル及び物品調達等の入札・契約情報

(2) 研修

システムの円滑な運用のため、本市職員(10 回想定:成績評定者 8 回・契約検査課 2 回、会場開

催)及び事業者向け(2 回想定:市内約 1600 業者、オンライン開催)のシステム操作研修を行うこと。

ア 研修実施計画を作成すること。なお、計画には、スケジュール、実施内容を含めること。

なお、日程については、電子入札システムの構築事業者とも調整のうえ決定すること。

イ 本市職員及び事業者が自由に操作練習できる研修環境を用意すること。

ウ 会場開催の場合の実施場所、研修用端末(各職員の標準機)は本市で手配するが、研修用端末で研修環境が動作するよう受注者にて対応すること。

エ 本市職員及び事業者向けに、各システムの操作に必要な研修内容の動画を作成すること。併せて、操作マニュアルと FAQ を作成すること。なお、本市ホームページで公開することを想定している。

11 事業者要件

(1) ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。

12 個人情報・情報セキュリティ遵守

(1) 受注者は、本市の施設内から個人情報の持ち出しを行ってはならない。

(2) 業務を履行するにあたって必要な書類やデータ等の情報資産は、受注者からの申し出を受けて本市が紙媒体や電子媒体等により貸与する。

受注者は、本業務に係る情報資産について、以下のとおり、適切な管理を行わなければならない。

ア 借用にあたっては、本市の承諾を受け、借用書を提出すること。

イ 本市の承諾を受けた場合を除き、情報資産を複製、複写、謄写及び第三者へ提供しないこと。

ウ 貸与した情報資産(貸与後に複製、複写及び謄写したものを含む。)は、本市から請求があった場合または契約終了時に返還すること。データで貸与したものについては、本市から指示をされた時及び契約終了時にデータを削除し、状況を報告すること。

エ 貸与した情報資産については、施錠できる保管庫等で厳重に管理すること。また、本業務以外の用途には使用しないこと。

オ 貸与したデータの削除を行う場合には、データが判読できないように消去すること。

カ 本市の承諾を受けてデータを持ち出す場合にあつては、電子政府推奨暗号として政府が推奨する方法による適切なデータの暗号化処理またはこれらと同等以上のデータ保護等、本市が認める措置を講じること。

キ 受注者は、本業務により知り得た情報について、漏えい、滅失、改ざん、き損または盗用してはならない。

なお、契約終了後または解除後も同様の取扱いとする。

(3) 受注者は、別途指定する様式により当該契約に係る個人情報の取り扱いに関するセキュリティ責任者を明確にすること。また、変更する場合は速やかに文書で報告すること。

(4) 受注者は、本業務に係る個人情報の取り扱いに関する安全性及び信頼性を確保するための措

置内容を、あらかじめ、具体的に記載し、書面で提出すること。

- (5) 受注者は、業務従事者の一覧を提出すること。なお、業務従事者を追加する場合は、新たに従事する者の一覧を事前に提出すること。
- (6) 受注者は、業務従事者の個人情報保護及び機密保持に関する誓約書を提出すること。なお、業務従事者を追加する場合は、新たに従事する者の誓約書を事前に提出すること。
- (7) 個人情報保護措置及び情報セキュリティ確保のための措置の実施状況について本市から報告の求めがあった場合、これに対応すること。また、必要に応じて受注者の事務所への立ち入り調査を行う場合は、これに対応すること。

なお、これらの調査に基づき本市から改善を求められた場合、速やかに是正すること。

- (8) 本市が指定する作業場所において作業を行う場合に、受注者は、その管理下にある業務従事者に対して、受注者が発行する社員証等の顔写真付きの身分証明書を常時携帯させるとともに名札の着用を義務付けること。
- (9) 受注者は、本業務において知り得た本市のシステム概要、機器構成、使用技術等の機密事項及び個人情報について、守秘義務を負うものとする。なお、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (10) 受注者は、本市から提供された情報について、業務以外での利用をしないこと。また、第三者へ提供しないこと。
- (11) 受注者は、本業務の履行に必要な個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育及び研修を、業務従事者に対して行うこと。
- (12) 受注者は、業務の履行に支障が生じる恐れのある事件又は事故の発生を認めるときは、その発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を本市に報告すること。また、速やかに応急措置を講じた後、詳細な対応策を含む報告書を提出すること。なお、受注者は、当該事件又は事故が個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損又は盗用に係るものである場合には、個人情報の内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を報告すること。
- (13) 事件又は事故にかかわらず、受注者において情報流出が発生し、本市に被害が発生した場合には、受注者は損害賠償の責任を負うこと。

また、事件又は事故に関わらず受注者において、本市の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順が遵守されなかったため、本市に被害が生じた場合は、受注者が損害賠償の責任を負うこと。

- (14) 受注者は業務の履行にあたっては、本市の指示に従い、本市の服務規程、情報セキュリティポリシー、個人情報保護及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。
- (15) 受注者は、個人情報の取り扱いについて、以下の法令等を遵守すること。

- ア 個人情報の保護に関する法律
- イ 個人情報の保護に関する法律施行令
- ウ 個人情報の保護に関する法律施行規則
- エ 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- オ 長崎市個人情報の保護に関する規則
- カ 長崎市保有個人情報等安全管理措置規程

- (16) 受注者は情報セキュリティの遵守事項に違反する事項が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに本市に報告し、その指示に従うこと。
- (17) 本業務を終了する場合、契約期間終了後に受注者においてデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
- (18) 受注者が、個人情報電子計算機等により処理する場合には、本契約の履行に従事する者以外が個人情報にアクセスできないようにパスワードを設けるなど適切な措置を講じるものとする。また、故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去ができないように電子計算機等のシステム構築を図り又はこれに代わるべき管理上の措置を講じるものとする。また、個人情報にアクセスした記録(アクセスした者、理由、時刻等)を随時取得するものとする。
- (19) 本市は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、住民に対し適正な説明責任を果たすため、当該情報セキュリティインシデントの公表を必要に応じ行う。

13 業務の実施体制

受注者は業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務全体を統括する業務責任者を選任し、業務を効率よく実施できる体制を整えるとともに契約締結時に次の事項について書面をもって本市に通知すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- (1) 氏名
- (2) 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
 - ※ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書、雇用保険事業所別被保険者台帳の写しなど
- (3) 設計・設定時に、業務担当者による、長崎市の意図しない変更がなされない体制とすること。
- (4) 事業者の資本関係・役員等の情報、サービスの提供が行われる施設等の場所、サービス利用契約に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を長崎市が求めた場合は、提供すること。

14 業務管理

- (1) 受注者は業務履行開始にあたり、契約締結日から 10 日以内に業務実施計画書(案)を作成し、本市の承認を得ること。
- (2) 本業務が適正に実施されるように、受注者は全ての工程において業務管理(各作業の進捗状況の把握、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、本市への迅速な状況報告等)を行いながら業務を推進すること。
- (3) 本市の業務実施体制は以下のとおりとする。
 - ア 統括管理者・・・主管部長
 - イ 事業責任者・・・主管課長
 - ウ 事業担当者・・・主管係長、担当

15 保守等要件

システムの保守及び運用支援については、本調達の受注者と業務ごとに別途契約を結ぶ予定であ

る。この際、本調達を受注者が構築した範囲で、保守及び運用支援を行うことを基本とする。

(1) システム運用時間

平日※の8:30~21:00を含むこと。

(※長崎市の休日を定める条例(平成5年条例第 35 号)に規定する休日以外の日。ただし、メンテナンスの期間を除く。)

(2) サービス継続性の確保

受注者が提案するパッケージソフトウェアや ICT サービスは最低でもシステム運用開始から5年間は継続して利用できるよう、一定のサービス品質を保ち、継続性・経済性を担保すること。

※稼働後 5 年間は OS 等のメーカーサポートが受けられるものであること。なお、サポートが受けられない OS 等を利用する場合は、受注者の責任のもと、OS 等についても、受注者の責任のもと、設備の更新、代替え機能の提供により機能を維持すること。

(3) OS 等の修正プログラム適用

システムで使用するミドルウェア及び OS について、セキュリティの情報を収集し、必要に応じて対策を行うこと。また、製造元等から提供された情報のうち、システム上必要なものについて、修正プログラムの適用手順書を提示したうえで適用すること。

(4) 法制度改正対応・バージョンアップ

本システムが対象とする業務に関連する法制度改正の動向にあわせて、システムの機能更新を行うこと。また、受注者の責任の範囲内で機能改善を図る場合は、事前に対象機能の概要と改善点や既存サービスへの影響等を説明すること。

(5) 障害対応

ア システムの異常を検知したときは、速やかに状況を把握し対応を行うこと。

イ システム障害が発生した場合は、システム障害発生時の原因調査及び報告を行うこと。

なお、原因調査においては、その要因が本システムなのか、その他の要因なのか切り分けを行うこと。その他の要因に起因する場合も協力すること。

ウ システム障害へ対応し、運用に支障のないよう復旧作業を行うこと。

(6) クラウドサービス停止の際の措置

計画的にクラウドサービスを停止する場合は、ユーザへの影響を考慮し、遅くとも 7 日前までに本市へ通知すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。

(7) 利用終了時のデータ移行

後継システムへのデータ移行については、以下の要件を満たすこと。

なお、後継システムへの移行時に追加で費用が発生しないこと。

ア 本システムの利用終了時において、他社に移行する場合、移行に必要な措置を講じ、作業の支援を行うこと。またデータやファイルなど必要な移行データを提供可能なデータ形式(CSV 等)により抽出する方法をあらかじめ提示しておくこと。

また、出力データの項目等説明資料(ファイルレイアウト、コード表等)を作成すること。

イ 後継システムへの移行時に、システムの機能を使用して登録したデータをすべて取り出し、引き渡すこと。

(8) 運用支援

- ア システムに関する問い合わせに対応すること。
- イ 本市の運用上必要となる簡易な変更(帳票の文言修正、設定値の変更など)及びデータ抽出の作業支援を行うこと。
- ウ 修正が必要なデータについて、データメンテナンスを行うこと。
- エ 法改正・制度改正処理(ただし、大規模な改修に係る費用負担については、別途協議する。)の支援及び対応を行うこと。
- オ 年度切替処理、人事異動に伴う所属職員情報の取込作業支援

(9) 体制

保守及び運用支援の体制について、以下の要件を満たすこと。

- ア 保守及び運用支援の窓口を開設し、本市からのメールや電話による問い合わせに回答すること。なお、窓口は、製品の製造者に関わらず一元化すること。
- イ 電子契約システムについては、利用者からのシステム操作の問い合わせに対応するヘルプデスクを設置すること。
- ウ 障害対応に関する問い合わせについては、迅速に対応すること。また、問い合わせ及び対応の記録を行うこと。
- エ 連携するシステムの保守業者等、他の関連する受注者と協働すること。

16 成果物

(1) 成果物

納品に際しては、以下の点に留意すること。

- ア 成果物に記載する内容については、都度本市へ提示すること。
- イ 成果物は、電子媒体での提出とする。
ただし、本市が書面での提出を承諾する場合は書面での提出も可とする。
- ウ 書面の場合のサイズは A4 版を原則とし、バインダにて製本すること。
- エ 電子ファイルの納品時には、ウイルスチェックを実施すること。
- オ 電子ファイルの保存形式は本市で利用できるよう Microsoft Office で利用可能な形式によって納品すること。
- カ 各資料の提出用フォーマットは特に指定がないものについては、本市の了解を得た上で受注者の指定様式によるものとする。

(2) 成果物の利用

後継システムの調達及び再構築の際に、設計書などの成果物を本市が追加の費用を払うことなく利用できるものとする。

17 納入成果品

- (1) 完了報告書 1部
- (2) 設計書 1部
- (3) 各種操作説明書 1部
- (4) その他本市より指示のあったもの

18 成果品の検査

本市検査職員は、本構築業務において受注者が作成したすべてのデータおよび構築したシステムについて、検査を行うものとする。受注者は、検査(本市の契約不適合申立て期間を含む。)時に不備が認められたときは、自己の責任において、速やかに修正を行い、その結果を本市に報告しなければならない。また、それらに要する経費は受注者が負担するものとする。

19 留意事項

- (1) 仕様の詳細などについては、本市の指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、本市及び受注者で協議を行う。
- (3) 本仕様書に記載する事項について、その目的及び効果に関して優れた代替手段の提案があるときは、その提案に基づき、本市と受注者の協議により、仕様を変更することができる。
- (4) 本サービスの提供にあたり、本市から改善を指摘された場合は、必要な措置を取り、その経過及び改善対策方法等の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- (5) 受注者は、システム構築に係る業務の全部又は一部を原則として第三者に委託してはならない。ただし、業務施行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

なお、再委託事業者における情報セキュリティ対策も受注者と同等の水準であることを確認すること。

- (6) 本業務に関連する他の受注者と相互に協力すること。
- (7) 履行期間は記載している要件に準じた保守対応を実施する期間を含むものとする。

なお、令和 10 年 1 月以降については、別途、本契約で環境を構築した電子調達システム等のクラウドサービスの利用、運用保守及びサポート業務に関する契約を年度ごとに締結する予定である。